

2022年3月4日

アセットマネジメントOne株式会社

議決権行使基準の改定について

アセットマネジメントOne株式会社（東京都千代田区、取締役社長菅野暁）は議決権行使基準を改定し、2022年4月総会より適用いたします。

主な改定点は以下のとおりです。

【国内株式】

1. 基本的な考え方、運営について

コーポレート・メッセージ「投資の力で未来をはぐくむ」の制定を経て、グローバルな環境・社会課題を捉えるマテリアリティ・マップを作成し、3つのフォーカスエリア（気候変動、生物多様性と環境破壊、人権と健康・ウェルビーイング）を特定致しました。各フォーカスエリアについて、投資先企業へ働き掛けていく内容を記載し、エンゲージメントや議決権行使に反映してまいります。

2. 取締役会の構成（社外取締役の比率、性別多様性）

取締役会における社外取締役の人数・構成比率については、「2人以上」「25%以上」としておりましたが、これを「2人以上」「1/3以上」に引き上げることとします。

取締役会の多様性促進のため、1名以上の女性取締役の選任を要件といたします。ただし、人材プールの小ささなどを考慮し、本年度についてはTOPIX100構成銘柄を対象に基準を導入し、来年度以降、東証プライム市場上場銘柄への適用を検討いたします。

3. 取締役会の選任（政策保有株式）

政策保有株式の保有は、業務提携など一定の合理性は認められると考えますが、資本効率や経営規律の観点から、保有は望ましくないと判断。純資産ベースや総資産ベースでの保有水準が過剰（しきい値を設定）と判断される場合には、代表取締役の再任に反対いたします。

今後は、各企業の縮減状況を踏まえ、しきい値を引き下げることにより、政策保有株式縮減を企業に促していく予定です。

4. 役員報酬（ストックオプション）

行使価格が極端に低いストックオプションの場合、譲渡制限付き株式報酬と効果がほぼ同じになるため、議案判断に当たっては譲渡制限付き株式報酬と同等の扱いとすることといたしました。

5. 株主提案

株主提案の判断にあたり、当社の環境・社会・コーポレートガバナンスの考え方に沿い、気候変動のみならず、投資先企業の事業に対する重要性の高い環境や社会リスクについても同様に判断することを明記いたしました。

「議決権行使にあたっての基本的な考え方」には持続的な社会の発展が含まれていることから、反対対象から「社会的問題解決を求める議案」を削除いたしました。

【不動産投資信託】

1. 基本的な考え方、運営について

【国内株式】に準ずる。

【外国株式】

1. 取締役会の選任

議決権をめぐる環境変化および気候変動への対応の重要性を勘案し、社会環境問題への対応が賛否判断において考慮すべき点であることであることを明記いたしました。

改定後の議決権行使基準の詳細は、以下のリンクをご覧ください。

[国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準_20220401 \(PDF\)](#)
[\(ご参考\) 改定前からの変更点](#)

[外国株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準_20220401 \(PDF\)](#)
[\(ご参考\) 改定前からの変更点](#)

[不動産投資信託の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準_20220401 \(PDF\)](#)
[\(ご参考\) 改定前からの変更点](#)

【アセットマネジメントOneについて】

アセットマネジメントOne株式会社は、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社（以下、総称して「統合4社」）が統合し、2016年10月1日に発足した資産運用会社です。「投資顧問事業」と「投資信託事業」の双方の事業領域における運用資産残高は約59兆円と国内有数の規模を誇ります。

統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、資産運用のプロフェッショナルとして、グローバル運用リサーチ体制に支えられた伝統的資産のアクティブ運用や金融工学を駆使した最先端の運用戦略等、個人投資家や機関投資家の多様な運用ニーズに対し、最高水準のソリューションの提供をめざします。

HP：<http://www.am-one.co.jp/> ※運用資産残高は2021年9月末時点。

商号等／アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号

加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会